紹介受診重点医療機関に係る協議について (中部医療圏)

令和6年3月4日

沖縄県保健医療部医療政策課

1. 紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、 以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
 - ①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
 - ②「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。 ※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- ○「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・特定の領域に特化した機能を有する外来
- 〇紹介・逆紹介の状況
- 〇紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- ○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進 のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ①医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
- (※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、 紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

医療機関

外来機能報告(重点外来の項目、意向等)

地域の協議の場 における協議 ⇒公表

都道府県









患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診 重点医療機関を受診する。

状態が落ち着いたら逆紹介を受けて 地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医機能を担う医療機関







- ・病院の外来患者の待ち時間の短縮
- ・勤務医の外来負担の軽減
- 等の効果を見込む

2. 紹介受診重点医療機関になると何が変わるのか

1. 紹介状なしで受診する場合の定額負担

- ✓ 紹介受診重点医療機関になると、特定機能病院と地域医療支援病院(一般病床200床以上に限る)と同様に、紹介状を持たずに受診した患者から定額負担 (初診時7,000円以上、再診時3,000円以上)を徴収する義務が課される。
- ※ 定額負担の対象となるのは、一般病床200床以上の病院に限る。



2. 紹介受診重点医療機関入院診療加算の算定

- ✓ 入院機能の強化や勤務医の外来負担の軽減等による入院医療の質の向上を想定した加算である「紹介受診重点医療機関入院診療加算 800点(入院初日)」の 算定が可能となる。
- ✓ なお、「地域医療支援病院入院診療加算 1,000点(入院初日)」と別に算定はできない。

2. 紹介受診重点医療機関になると何が変わるのか

3. 連携強化診療情報提供料の算定

- ✓ 紹介受診重点医療機関になると、かかりつけ医から紹介された患者が紹介先となる医療機関を受診し、その診療状況を示す文書を紹介元に提供した際に算定できる 「連携強化診療情報提供料」が算定可能となる。
- ✓ 紹介受診重点医療機関に手上げをしていない地域医療支援病院でも、「連携強化診療情報提供料」の算定は可能だが、算定するためには従来の「診療情報提供料 (iii) しのように、紹介元がかかりつけ医機能を評価する診療報酬を取得しているかの確認等が必要となる。
- ✓ 一方、紹介受診重点医療機関の場合、紹介元がかかりつけ医でなくとも、診療情報提供をすることで「連携強化診療情報提供料」を算定することが可能となる。

現行

【診療情報提供料(Ⅲ)】 1

150点

[算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機 関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を 提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき 3月に1回に限り奠定する。

[対象患者]

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関に おいて、他の保険医療機関から紹介された患者

(新)

地域の診療所等



改定後

(改) 【連携強化診療情報提供料】

150点

「算定要件]

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機 関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を 提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき 月1回に限り算定する。

[対象患者]

- かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療 所から紹介された患者
- 3 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関に おいて、他の保険医療機関から紹介された患者

紹介受診重点医療機関



例:生活習慣病の診療を実施

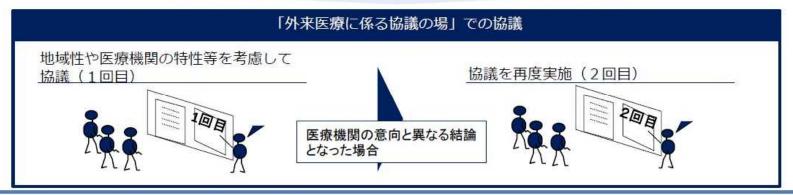


連携強化診療情報提供料を算定

例:合併症の診療を実施

3. 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方





【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- ← 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

4. 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関について

- (1) 紹介受診重点医療機関となる意向のある医療機関は下表のとおり。
- (2) No.1~3 については紹介受診重点医療機関となる基準を満たしているが、No.4~5 については基準を満たしていない状況。
- (3) その場合、紹介率・逆紹介率の水準をもう一つの基準とすることとされており、No.4~5は当水準を満たしている。
- (4) 以上のことから、下表全ての医療機関が基準を達成しているものと整理し、紹介受診重点医療機関として良いか。
- ※ No.1~No.5については、令和4年度実施の外来機能報告において紹介受診重点医療機関として協議・公表済みであるが、紹介受診 重点医療機関の公表にあたっては、毎年度協議の場において確認が必要とされていることから、今般確認するものです。

【 令和5年度外来機能報告(R4.4~R5.3における実績)】

No.	医療機関名	初診率	再診率	紹介率	逆紹介率
1	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	56.5%	29.7%	-	_
2	社会医療法人敬愛会 中頭病院	46.0%	42.4%	_	_
3	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院	50.5%	44.8%	-	_
4	医療法人徳洲会 中部徳洲会病院	39.9%	35.2%	56.2%	89.8%
5	沖縄県立中部病院	27.2%	28.1%	79.3%	91.8%

【 紹介受診重点医療機関に関する基準 】

紹介受診重点医療機関の基準

重点外来の件数の占める割合が

- ✓ 初診の外来件数の40%以上 かつ
- ✓ 再診の外来件数の25%以上

意向はあるが基準を 満たさない場合

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

- ✓ 紹介率50%以上 かつ
- ✓ 逆紹介率40%以上